

予防接種はお済みですか？

3月1日から7日までは子ども予防接種週間です

下表の医療機関・日程で予防接種が受けられます。  
4月からの入園・入学に備え、接種漏れのないようにお気をつけください。土曜日実施している医療機関があります。接種期限の迫っている方(特に麻疹風しん第2期対象者)はこの機会にぜひお受けください。また、麻疹(はしか)の国内での感染報告が増加しています。おとなの方も予防接種歴をご確認ください。

健康推進課健康推進係 ☎042-497-2075  
※実施日時などを確認のうえ、事前に直接医療機関にご予約ください(ワクチンの種類によっては入荷状況により接種できない場合があります)。  
※麻疹風しん第2期対象者(平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ)の方は3月31日までは自己負担なしで接種できますが、それ以降は全額自己負担での接種となります。ご注意ください。

実施機関(五十音順)	実施日							予防接種種類										
	3月1日(金)	3月2日(土)		3月3日(日)	3月4日(月)	3月5日(火)	3月6日(水)	3月7日(木)	四種混合	ジフテリア破傷風	MR1・2期※1	日本脳炎	不活化ポリオ	ヒブ	小児用肺炎球菌	子宮頸がん	水痘	B型肝炎
宇都宮小児科内科クリニック 元町1-8-2 ☎042-491-5556	○	×	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
清瀬下宿中央診療所(※2) 下宿2-391-7 ☎042-491-2217	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○
清瀬リハビリテーション病院 竹丘3-3-33 ☎042-493-6111	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
杉本医院 元町2-7-1 ☎042-492-1199	○	○	×	×	○	○	×	○	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×
とみまつ小児科循環器クリニック 元町1-1-14 ☎042-497-3456	○	○	×	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
花園医院 松山3-5-14 ☎042-491-0315	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廣橋小児科・内科医院(※3) 元町1-5-3 ☎042-493-7400	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮本医院 松山1-42-6 ☎042-491-0547	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○

※1=麻疹(はしか)風しん1・2期  
※2=平日午前9時30分～11時30分、午後2時30分～5時30分、土曜日午前9時30分～11時30分、午後2時30分～4時30分  
※3=不活化ポリオ・子宮頸がんのみ要予約

● 使用していない軽自動車の廃車手続きなどはお早めに ●

軽自動車税は毎年4月1日現在で軽自動車・オートバイ・原動機付自転車・小型特殊自動車を登録している方に課されます。  
3月29日(金)までに廃車・名義変更の手続きをしなかった場合は、実際に軽自動車などの所有や使用をしていない場合でも、平成31年度の軽自動車税が課されます。廃車・譲渡などを行った場合は、右記で必ずお手続きください。  
なお、グリーン化特例(軽課)対象車は平成30年4月1日～平成31年3月31日までに購入した軽自動車(エコカー)です。適用は単

年度のみのため、平成30年度適用車は対象外となります。  
【手続き先】◆軽自動車(乗用・貨物)=軽自動車検査協会 ☎050-3816-3104◆126cc以上のバイク=陸運支局多摩事務所 ☎050-5540-2033◆原動機付自転車(1種、2種乙・甲)・小型特殊自動車(農耕用、その他)=下記へ  
※廃品回収などでバイクを引き取ってもらう場合はナンバープレートを外し、ご自身で廃車手続きをしてください。  
☎課税課市民税係 ☎042-497-2041

● 交通災害共済(ちょこっと共済)にご加入を ●

2月1日から平成31年度事前加入受け付け中です。  
【加入資格】共済期間の開始日に、清瀬市に住民登録のある方  
【共済期間】4月1日から平成32年3月31日まで(4月1日以降に加入申込みをされた場合、申込日の翌日から平成32年3月31日までが共済期間となります) 費おとな・子ども同額、1人1口。Aコース=年額1,000円、Bコース=年額500円  
☎パンフレットに添付されている加入申込書に必要事項を記入し、会費を添えてりそな銀行清瀬支店派出所(市役所1階)、松山・

野塩出張所、りそな・三井住友・みずほ銀行の各清瀬支店、西京・飯能信用金庫の各清瀬支店、東京みらい農業協同組合清瀬支店、きらぼし銀行・青梅信用金庫の各秋津支店の窓口へ(印鑑は不要)  
☎道路交通課交通安全係 ☎042-497-2096  
※平成30年度に加入されている方も、平成31年度の申込みが必要です。



詳細はこちら

● 耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修をした住宅をお持ちの方は固定資産税の減額の申告を ●

①耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修住宅の減額  
定められた条件を満たす耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修を行った家屋は、施工完了日から3か月以内の申告で、翌年度の当該家屋に係る固定資産税額が減額されます(期間内に申告ができず、特段の事情があると認められる場合はこの限りではありません)。  
なお、耐震改修または熱損失防止(省エネ)改修が、長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、減額割合が拡充されています。  
☎◆耐震改修=昭和57年1月1日以前から所在し、平成32年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう改修工事を行った住宅◆バリアフリー改修=新築された日から10年以上経過し、平成32年3月31日までに

バリアフリー改修工事を施した住宅◆省エネ改修=平成20年1月1日以前から所在し、平成32年3月31日までに省エネ改修工事を行った住宅(いずれも一定の要件に該当する場合)  
②要安全確認計画記載建築物等の耐震改修家屋の減額  
建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物または要緊急安全確認大規模建築物について、政府の補助を受けて、平成32年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を行った場合、施工完了日から3か月以内の申告により、翌年度から2年間、当該家屋に係る固定資産税額が減額されます。  
☎課税課固定資産税係 ☎042-497-2042

募集

東京清瀬市みつばちプロジェクト 市役所産はちみつを使用した新商品

清瀬市役所産はちみつを使用した新商品を募集します。  
【募集資格】東京清瀬市みつばちプロジェクトの趣旨に賛同し、プロジェクトの取り組みに協力していただける事業所(個人は不可)  
【プロジェクトの趣旨】自然を豊かにするみつばちとともに清瀬の環境保全活動を推進していく  
【提出物】①商品名(清瀬市産とわかる名称とする)②提案書(簡単

なもの結構です。書式は任意)  
☎☎3月1日～31日(必着)にメール(mitsubachiproject@city.kiyose.lg.jp)に提出物を添付して総務課営繕係 ☎042-492-5111へ



市役所産はちみつ



平成30年度の商品